

与党3党による「国会改革」関連法案の国会提出に抗議し、同法案の取り下げを求める 声 明

民主党、社民党、国民新党の与党3党は、5月14日、日本共産党、自民党、公明党などの野党の提出反対の申入れを無視して、衆議院に、政府特別補佐人から内閣法制局長官を除き、同長官の国会答弁を禁止する国会法「改正」案、及び政府参考人制度を廃止し、官僚の国会答弁を禁止する衆議院規則「改正」案を提出した。

内閣法制局長官の国会答弁禁止のねらいは、憲法9条の解釈改憲をいっそう拡大し、自衛隊の海外での武力行使を可能にすることである。内閣法制局長官は、これまで政権政党である自民党の海外派兵のもくろみに抗しきれず、「自衛隊は軍隊ではない実力である」「海外派兵ではなく海外派遣である」「武力行使ではなく武器使用である」などの見解を示し、自衛隊の海外派兵容認の論理をつくりあげてきた。しかし、その一方で、内閣法制局長官は、憲法9条について、①「武力行使」の禁止、②「武力行使と一体となった活動」の禁止、③「集団的自衛権行使」の禁止という憲法解釈を維持してきた。

民主党は、「国連決議があれば自衛隊の海外での武力行使は憲法に違反しない」との立場をとっている。民主党は、内閣法制局長官の国会答弁を禁止し、憲法9条の解釈改憲をよりいっそう拡大し、自衛隊の海外での武力行使と集団的自衛権の行使を可能にしようとしている。

官僚の国会答弁禁止のねらいは、国会の法案審議や国政調査の場において官僚への質疑を禁止し、国会の法案審議権限と行政監督権限を形骸化・弱体化させ、内閣提出法案を迅速に成立させるなど、内閣の権限を強化することにある。民主党は「政治家同士の討論をおこなう」ことを官僚答弁禁止の理由とするが、法案審議や国政調査において官僚に基礎的資料を提出させ、問題点をたずねることは、国権の最高機関である国会の重要な権限である。現行衆参規則でも官僚答弁は「行政に関する細目的又は技術的事項について審査又は調査を行う場合において、必要があると認めるときは、官僚の説明を聴く」範囲とされており、「政治家同士の議論」は既の実現されている。今回の衆参規則の「改正」は、この「必要があるとき」の官僚答弁をすべて禁止するものであり、国会、具体的には野党による官僚追及を一切不可能にする「改正」である。

官僚答弁禁止に代わるものとして構想されている、官僚、学識経験者、利害関係者等から意見や説明を聞く意見聴取会は、「法案審議の場とは別」のものとされており、また、そこでの官僚等の発言は「政府の行動を拘束」しないものとするのが構想されている。これでは、国会の法案審議や国政調査においてまったく意味を持たない。官僚答弁禁止は国会の法案審議権限と行政監督権限の形骸化・弱体化をもたらし、内閣の権限を強化し、強権的国家づくりを推進するものである。

本来、国会の在り方は、全会派の協議と合意に基づいて進めるべきである。野党が提出に反対する中での与党3党による「国会改革」関連法案の国会提出は、「全会派の協議と合意に基づいて進める」との国会のルールに違反する暴挙である。

自由法曹団は、憲法違反の強権的国家づくりを推進する、内閣法制局長官の国会答弁禁止と官僚答弁禁止に反対し、与党3党に対して、国会のルールに違反して提出した「国会改革」関連法案をただちに取り下げを強く要求するものである。

2010年5月19日

自 由 法 曹 団
団 長 菊 池 紘